

別記様式第3（第3条関係）

指定棚田地域振興活動計画認定申請書

令和5年4月17日

総務大臣 松本 剛明
文部科学大臣 永岡 桂子
農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
環境大臣 西村 明宏 殿

石川町長 塩田 金次郎
（ 公 印 省 略 ）

棚田地域振興法第10条第1項の規定に基づき、指定棚田地域振興活動計画について認定を申請します。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：所部棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

所部棚田（範囲については、別添1のとおり）

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

令和6年度まで所部棚田における耕作放棄率を現在の5%（0.195ha）が拡大しないようにする。

・担い手の確保

令和6年度までに所部棚田の保全に取り組む人数を7人から8人に増加させる。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

所部棚田で、地元小学生の6年生30人を対象に、自然ふれあいイベント（ホタルの森交流会等）を実施する。

・良好な景観の形成

令和6年度までに所部棚田の畦畔等にアジサイを30～50本植栽する。

所部棚田で、今まで年4回行っていた畦畔の除草や水路の掃除等、地域住民の共同活動を年5回に増やす。

・伝統文化の継承

所部棚田で、明治時代から続く豊作と子供の安全祈願をするための伝統的な地蔵祭を継続して毎年実施し、ほこらの保全や周辺の維持管理を行う。

祭の担い手を1人育成する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

・所部棚田における都市農村交流を通じた農村関係人口の創出・拡大による地域振興

令和6年度までに、棚田の周辺にホタルの森や棚田のPR看板を整備する。

令和6年度までに所部棚田地域において堂平ガーデンや農園Cafeやい子ばあちゃんと連携し、地域交流拠点を設置し、お試し移住施設、農泊施設などに活用する。

・棚田で生産される農産物を活用した地域振興

令和6年度までに、所部棚田で生産されるカボチャを100kgまで増加させ、地元の直売所や堂平ガーデン、農園Cafeやい子ばあちゃんに販路を拡大する（令和4年度出荷量：10kg）。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

- ボランティア等（町広報誌、山橋自治センター便り）を活用しながら、所部棚田の維持管理を行う。また、上下流の流域圏の地域住民と連携し、一体的な維持管理を実施する。
- 所部棚田において、畦畔の除草や水路の清掃等、地域住民や地域外の住民への参加を呼びかけ、年5回の共同活動に取り組む。

・担い手の確保

- 地域おこし協力隊制度等を活用しながら、所部棚田の保全に取り組む担い手の確保を促進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

- ホタルの貴重な生息（生育）場所となっている所部棚田にて、南山形地区と連携して、地元小学生の6年生30人を対象に自然ふれあいイベント（ホタルの森交流会や生きものの調査）を実施する。

・良好な景観の形成

- 地域の子ども会や女性の会並びに長寿会と協力し、所部棚田の畦畔等にアジサイを30～50本植栽する。

・伝統文化の継承

- 所部棚田付近にある地藏公園で地藏祭などのイベントを開催し、ほこらの保全や伝統文化を継承する担い手を1人育成する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- 農園 Cafe やい子ばあちゃんを継続して訪問している福島大学と連携し、地域文化遺産を通して、学生を対象とした農村交流体験イベント（田植え等）を1回以上実施するとともにSNS等により次回以降のイベントへの参加を促進する。

・棚田を観光資源とした地域振興

- 棚田付近に駐車場、看板、砂風呂を整備するなど、観光客の受入体制を整備する。
- 所部棚田地域において、堂平ガーデンや農園 Cafe やい子ばあちゃんと連携して、多品目にわたる自家農産物の収穫を企画し、観光客に農業体験を楽しんでもらうことで、農泊需要を喚起させる。

・棚田で生産される農産物を活用した地域振興

- 地域住民や地域外の住民への参加を呼びかけ、カボチャの定植や管理作業、収穫を行う。また、地元地域の直売所や堂平ガーデン、農園 Cafe やい子ばあちゃんに販路を拡大する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名
所部棚田協議会は石川町、農業者、農業者団体、企業で構成。
参加者の名称については、別表のとおり。
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項
なし

・別表

No.	協議会に参加する者	役職等 (※記載は任意)
1	所部棚田保存会	会長
2	所部集落協定	組合長
3	所部地域資源保全会	代表
4	地域おこし協力隊	
5	板橋長寿会所部分会	
6	大竹興業	
7	石川町農政課	
8	堂平ガーデン	
9	農園 Cafe やい子ばあちゃん	